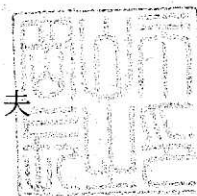


岡山市告示第 41 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和 3年 / 月14日

岡山市長 大 森 雅 夫



1 指定する区域

岡山市北区島田本町二丁目141番1、141番2の一部、142番3の一部、142番4の一部、142番5、142番6の一部、142番7の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(別図) 指定する区域

